

(資料3)

# 山梨県国民保護計画

(変更予定箇所)

(2) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準及び体制の設置判断基準】

庁内体制	参集基準	設置判断基準
①国民保護担当者体制	防災危機管理課の国民保護担当者が参集	国民保護担当課体制での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合
②国民保護担当課体制	防災危機管理課、消防保安課全職員が参集	全庁での対応は要しないが、情報収集等の対応が必要な場合
③県緊急事態連絡本部体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じ、その他関係課の職員が参集	①事態認定後、国から警報が発令されたが、県国民保護対策本部設置の通知がない場合 ②その他知事が県緊急事態連絡本部を設置し、全庁での対応が必要と判断した場合
④県国民保護対策本部体制	全職員が本庁又は出先機関等の各自の所属に参集	国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合

※ 県警察においても、同様に警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。

(3) 職員への連絡手段の確保

県対策本部員、初動体制職員、防災危機管理課職員及び消防保安課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。

(4) 代替職員の確保

県対策本部員、初動体制職員、防災危機管理課職員及び消防保安課職員は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に対処できるよう職員を確保する。

なお、初動体制職員の代替職員については、当該職員が指名されている所属課において確保しておく。

(5) 職員の服務基準

県は、(2)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(6) 職員の動員配備

## 第5 研修及び訓練

県職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 国の研修機関における研修の活用（人事課、防災危機管理課）

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校や消防大学校など国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保に努めるものとする。

#### (2) 県の研修機関における研修の活用（防災危機管理課、消防保安課）

県では、既に消防学校において新任消防長研修、初級幹部科（消防職員）で講義を設けているところであるが、なお一層の研修機会の確保に努める。

また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。研修に際しては、国が作成するビデオ教材やeラーニングも活用する。

#### (3) 外部有識者等による研修（防災危機管理課、消防保安課）

県は、職員等の研修の実施にあたっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 県における訓練の実施（防災危機管理課、消防保安課）

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、~~防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、~~消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。この際、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用する。

#### (2) 訓練の形態及び項目（防災危機管理課、消防保安課）

訓練を計画するにあたっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実

実践的な訓練を実施する。

【避難施設の指定にあたっての基準】

次の項目に留意し、避難地域の実情等も考慮し、より避難施設として適当な施設を優先して指定する。

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車輛等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(2) 避難施設の指定手続

市町村長は、上記(1)の基準に基づいて、知事に情報の提供を行うものとする。

知事は、市町村長から情報の提供を受け、上記(1)の基準に基づいて避難施設を指定するときは、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(3) 避難施設の廃止、用途変更等

避難施設として指定を受けた施設の管理者は、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るものとする。

(4) 避難施設に関する情報のデータベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(5) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難指導等を支援するため、避難

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名及び担当部署
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設 配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	第28条	1号	危険物
2号		毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
3号		火薬類	経済産業省
4号		高压ガス	経済産業省
5号		核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
6号		核原料物質	文部科学省、経済産業省
7号		放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	文部科学省
8号		毒劇薬（医薬品医療機器等 法）	厚生労働省、農林水産省
9号		電気工作物内の高压ガス	経済産業省
10号		生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号		毒性物質	経済産業省

(2) 県警察に対する情報提供（警察本部）

知事は、県警察に対し、生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

（防災危機管理課、消防保安課、衛生薬務課、大気水質保全課、治水課）

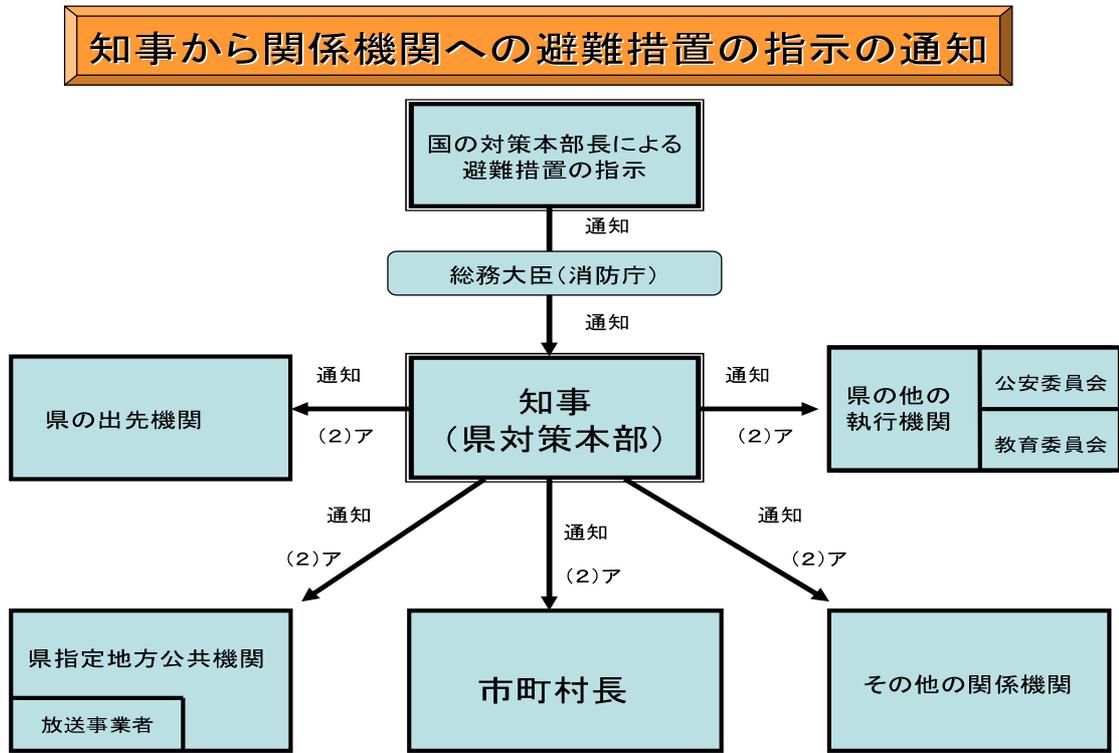
知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所

管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保

<p>総務部 (総務部長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員、派遣、受入、あっせんに関する事。</li> <li>・ 職員の服務、手当に関する事。</li> <li>・ 職員の安否、補償に関する事。</li> <li>・ 職員の健康、食事に関する事。</li> <li>・ 特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関する事。</li> <li>・ 起債の特例に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置関係予算に関する事。</li> <li>・ 庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。</li> <li>・ 公用車の管理、運用に関する事。</li> <li>・ 県税の減免、徴収猶予に関する事。</li> <li>・ 市町村の行財政措置の助言に関する事。</li> <li>・ 国民の権利利益救済に係る文書保存に関する事。</li> <li>・ 県議会（臨時議会の招集）に関する事。</li> <li>・ 情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。</li> </ul>
<p>防災部 (防災局長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護対策本部等に関する事。</li> <li>・ 通信の確保に関する事。</li> <li>・ 警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する事。</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>・ 消防機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 避難物資等の備蓄、整備、点検に関する事。</li> <li>・ 危険物資の保安対策に関する事。</li> <li>・ ガス及び通信事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る訓練に関する事。</li> </ul>
<p>福祉保健部 (福祉保健部長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難住民等の救援に関する事。</li> <li>・ <b>避難行動要支援者要援護者</b>の安全確保及び支援体制に関する事。</li> <li>・ 義捐金品に関する事。</li> <li>・ 災害ボランティア活動の支援に関する事。</li> <li>・ 医療実施の要請、医療救護班の調整に関する事。</li> <li>・ 医薬品、医療資機材の確保、供給に関する事。</li> <li>・ 医療関連施設及び福祉関連施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>・ 赤十字標章等の交付、許可に関する事。</li> <li>・ 食品衛生及び保健衛生に関する事。</li> <li>・ 埋葬及び火葬に関する事。</li> <li>・ 入浴及びトイレ施設の確保に関する事。</li> <li>・ 感染症の予防に関する事。</li> <li>・ 飲料水の確保に関する事。</li> <li>・ 水道の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>・ 生物剤等による汚染拡大防止に関する事。</li> <li>・ 毒劇薬及び毒劇物等の安全確保に関する事。</li> </ul>

・健康相談に関すること。

※ 知事から関係機関への避難措置の指示の通知の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



(3) 避難措置の指示に伴う知事の措置 (各所属)

知事は、避難措置の指示を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

ウ 通知を受けた場合 (ア又はイ以外の場合)

警報の通知の場合と同様、その内容を関係機関に通知

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示 (各関係課)

ア 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に対し、直ちに、避難を指示する。この場合において、知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要であると認めるときは、当該地

域の住民に対しても、同様に避難を指示する。

(キ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

① 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整

② 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

(必要に応じて、当該指針を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)

(ク) 動物の保護等に関する配慮

県は、危険動物の逸走の有無や放置された家庭動物の状況を把握し、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

#### 【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

① 県の地図

(対策本部員等は同一の地図を使用することで情報の共有化を図る。)

② 県内の人口分布

(市町村別の人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ(避難地区別単位毎、避難行動要支援者要援護者データ))

③ 県内の道路網のリスト

(避難経路として想定される自動車専用道、県道、主要林道・農道等の幹線道路のリスト)

④ 輸送力のリスト

(①鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ②鉄道網やバス網、保有車両のリスト)

⑤ 避難施設のリスト

(避難住民の収容能力や屋内外の別、仮設住宅用地に関するリスト)

⑥ 備蓄物資、調達可能物資のリスト

(備蓄物資の所在地、名称、数量及び県内の主要な民間事業者のリスト)

⑦ 生活関連等施設等のリスト

(知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの)

⑧ 関係機関(国、市町村、民間事業者等)の連絡先一覧、協定

同様とする。

(9) 避難の指示の解除の国の対策本部長への報告 (防災危機管理課)

知事は、避難の指示を解除したときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

### 3 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 国の対策本部長から、弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令された場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要となる。

このため、屋内に避難をさせる場合には、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うため、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難の指示を行う。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

#### 【避難の指示の内容（例）】

##### 避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。  
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
  - 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
- (特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。  
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・